

# 携帯電話 方針

日本人学校



承認済み

学校運営委員会

日付2024年1月

最終レビュー日	2024年1月
---------	---------

次回のレビュー期限	2024年12月
-----------	----------

バージョン番号	変更者	修正内容	変更日
1.0	岡本和男	携帯電話方針の作成	24/11/2023

# 内容

4

- 1.はじめにと目的 3
- 2.役割と責任 3
- 3.職員による携帯電話の使用 3
- 4.児童児童生徒による携帯電話の使用 5
- 5.保護者、ボランティア、訪問者による携帯電話の使用 6
- 6.紛失、盗難、破損 6.
- 7.モニタリングとレビュー 7

---

## 1.はじめにと目的

ロンドン日本人学校では、スマートフォンを含む携帯電話が、児童生徒、保護者、職員、そして学校コミュニティにとって日常生活の重要な一部であることを認識しています。

私たちがの方針は次のことを目的としています：

- 安全で責任ある電話の使用を推進し、その模範を示す。
- 児童生徒、職員、保護者、ボランティアの携帯電話使用に関する明確なガイドラインを設定する。
- 学校のその他の方針、特に児童保護と行動に関する方針を支持する。

この方針はまた、学校での携帯電話がもたらす以下のような課題に対処することも目的としている：

- 児童保護へのリスク
- データ保護の問題
- 授業中断の可能性
- 盗難、紛失、破損のリスク
- 教室での適切なテクノロジーの使用

## 2.役割と責任

### 2.1 職員

すべての職員（教員、サポートスタッフ、サブライスタッフを含む）は、この方針を実施する責任があります。

ボランティア、または本校に関与する人は、本方針の違反を目撃した場合、または違反に気付いた場合、職員に警告しなければなりません。

校長は、この方針を毎年監視し、見直し、その実施について職員と児童生徒に責任を負わせる責任がある。

### 2.2 学校運営委員会（SMC）

SMCは、この方針が法律に準拠していることを確認しながら、見直しのたびに評価・承認し、その実施について校長の責任を追究する。

## 3.職員による携帯電話の使用

### 3.1 個人の携帯電話

職員（ボランティア、請負業者、その他学校に雇用されている者を含む）は、児童生徒がいる間、または接触時間中に電話をかけたり、受けたり、メールを送ることは許可されていません。個人的な携帯電話の使用は、接触のない時間や、児童生徒のいない場所（職員室など）に限定しなければなりません。

職員が携帯電話を使用することが適切である場合は、

- 職員の子ども、または子どもの学校からの緊急連絡用
- 急病の扶養家族または家族からの連絡

特別な手配が必要かどうかは、校長がケースバイケースで判断します。

特別な手配が必要ないと判断された場合、学校職員は緊急連絡先として学校事務局の電話番号を使用することができます。

### 3.2 データ保護

職員は、チャットボット（ChatGPTやGoogle Bardなど）のような人工知能（AI）ツールにデータを入力することを含め、個人データやその他の学校の機密情報を処理するために個人の携帯電話を使用してはなりません。

### 3.3 セーフガード

職員は、ソーシャルメディアやメッセージアプリを通じたつながりを含め、保護者や児童生徒に個人的な連絡先を教えることを控えるなければなりません。

職員は、保護者や児童生徒からの不要な接触を避けるため、ソーシャルメディアやウェブサイトで自分の連絡先を公表することは避けなければなりません。

職員は、携帯電話を使用して、児童生徒や児童生徒の作品、または児童生徒を特定できるような写真や録音を撮影してはなりません。授業や修学旅行、活動の一環として写真撮影や録音が必要な場合は、学校の備品を使用すること。

### 3.4 個人所有の携帯電話を業務目的で使用する

携帯電話は学校から支給される。

### 3.5 仕事で使用する電話

一部の職員には、仕事用に学校から携帯電話が支給されます。

学校の電話を使用できるのは許可された職員のみであり、許可なく電話へのアクセスを提供してはならない。

職員は：

- 電話の機能は、通話、電子メールやその他の通信の送受信、インターネットの利用など、業務目的でのみ使用する。

- 職員の行動規範に従い、デバイスに関連する通信や行動が常に適切かつプロフェッショナルであることを確認すること。

### 3.6 制裁

本方針を遵守しない職員は、懲戒処分を受ける可能性があります。詳しくは本校の職員懲戒規定をご覧ください。

## 4.児童生徒による携帯電話の使用

- 子どもたちの身の安全を常に確保するため、登下校時の携帯電話の持ち込みを許可しています。
- 児童生徒は、教員の特別な指示のある場合を除き、携帯端末、スマートウォッチ、ヘッドフォンを含む電子機器を、学校にいる間、学校内のどこでも使用してはなりません。本方針では、児童生徒が学校敷地内に入った時点から、学校敷地内から出た時点で終了するものとします。放課後の課外クラブでの携帯電話の使用は許可されません。
- 学校に携帯電話を持ち込む場合は、到着時に電源を切るかマナーモードにし、カバンやロッカーの中など目につかないところに置いてください。校内にいる間は、携帯電話を見たり聞いたり（バイブレーションを含む）してはいけません。
- 携帯電話の電源は、学校から出るときに入れ直すことができます。校外に出る前や、授業時間以外（休憩時間や昼食時間）には使用しないこと。

児童生徒は、携帯電話の使用に関して、学校の行動規範／容認される使用に関する同意書（付録1を参照）を遵守しなければならない。

### 4.1 制裁

- 学校内で携帯電話を使用している、または使用していることが分かっている児童生徒の携帯電話は没収され、学校終了時にクラス担任が返却します。(学校は2006年教育検査法第91条と第94条に基づき、児童生徒から携帯電話を没収することが認められています)。職員は、DfEの検索、スクリーニング、没収に関するガイダンスに記載されているように、児童生徒の携帯電話を検索する権限を持っています。DfEのガイダンスでは、携帯電話にポルノ画像が含まれていると信じるに足る理由がある場合、または犯罪を犯したり、人身事故を引き起こしたりするために使用されている／されていたと信じるに足る理由がある場合に、児童生徒の携帯電話を捜索することを認めています。
- 再犯の場合、学校は保護者に来校を要請し、保護者が学校から携帯電話を回収する。
- 職員への携帯電話の引き渡しを拒否した場合、本校の行動方針に従った制裁措置が取られます。これは、職員による合理的な要求の拒否とみなされます。

ある種の行為、いじめ、嫌がらせや犯罪行為に分類されることがあります。学校はこのような行為を極めて深刻に受け止め、必要に応じて警察やその他の機関に通報します。このような行為は以下が含まれますが、これらに限定されるものではありません：

- セクстинグ（ヌードまたはセミヌードの画像や動画を共有すること）（同意の有無にかかわらず）
- アップスカーティング
- 暴力や暴行の脅迫
- 民族、宗教的信条、性的指向を理由とする、相手を罵倒する電話、Eメール、ソーシャルメディアへの投稿、メール。

## 5.保護者、ボランティア、訪問者による携帯電話の使用

保護者、訪問者、ボランティア（運営委員や請負業者を含む）は、就学時間に学校敷地内にいる場合、職員に関連する本方針を遵守しなければなりません。

- 公的行事（文化祭など）や自分の子どもでない限り、児童生徒の写真や録音を撮らない。
- 写真や録画は個人的な使用に限定し、保護者がこれらの画像や録画をソーシャルメディアに投稿しないよう要請すること。
- 授業中や児童生徒と一緒にいるときに携帯電話を使用しない

保護者、来訪者、ボランティアは、受付でサインをする際、または学校での公的行事に参加する際に、携帯電話の使用に関する規則を知らされます。付録 2 をご参照ください：来校者用携帯電話情報票のテンプレート

修学旅行や民泊を監督する保護者やボランティアは、次のことを行ってはならない：

- 他の保護者と連絡を取るために携帯電話を使う。
- 児童生徒やその作品、その他児童生徒を特定できるようなものの写真や録音を撮ること。

また、宿泊行事を監督する保護者またはボランティアは、上記セクション4に記載されている通り、児童生徒の携帯電話の使用に関する学校の方針を実施する責任があります。

保護者は、登校中にお子様と連絡を取る必要がある場合、学校事務局を最初の連絡先としてください。保護者は、登下校中に個人の携帯電話で子どもと連絡を取ろうとしないでください。

## 6.紛失、盗難、破損

学校に携帯電話を持ち込む児童生徒は、使用しないときは携帯電話を安全に保管するようにしなければなりません。

児童生徒は、携帯電話の機能へのアクセスを保護するためにパスワードやピンコードを使用するなど、可能な限り携帯電話を保護しなければなりません。職員は、個人の携帯電話、および職員に支給された業務用の携帯電話の安全も確保しなければなりません。職員がこれを怠ると、データ漏洩につながる可能性があります。

学校敷地内や交通機関、学校訪問や宿泊行事中、登下校中の携帯電話の紛失、破損、盗難について、学校は一切の責任を負いません。

没収された携帯電話は、学校の事務室/職員室の安全な場所/鍵付きキャビネットに保管されます。

携帯電話を拾得した場合は教頭に返却してください。学校は持ち主に連絡を取ります。

## 7.モニタリングとレビュー

本校は、この方針が児童生徒の教育、行動、福祉に良い影響を与えるよう尽力します。本方針を見直す際、学校は以下の点を考慮します：

- ▶ 保護者と児童生徒からのフィードバック
- ▶ 教員からのフィードバック
- ▶ 行動と保護措置に関するインシデントの記録
- ▶ 教育省、地方自治体、その他関連機関からの関連アドバイス

## 付録1：児童生徒の行動規範／利用規約

### 行動規範／利用規約

学校に携帯電話を持ち込む場合は、以下のルールを守ってください：

1. 学校での携帯電話の使用は禁止されています、
2. 電話は必ず電源を切ること（「サイレント」にするだけでなく）。



## 付録2：来訪者用携帯電話案内票のテンプレート

### 学校での携帯電話の使用について

- 校内では携帯電話はマナーモードに設定してください。
- 児童生徒がいるところでの電話の使用はご遠慮ください。どうしても携帯電話を使用したい場合は、学校の許可を得てください。
- 公共のイベント（スクールフェアなど）、または自分の子供でない限り、児童生徒や職員の写真や録音を撮らないこと。
- 授業中や児童生徒と一緒にいるときは、携帯電話を使用しないこと。

学校敷地内での携帯電話の紛失、破損、盗難について、学校は一切の責任を負いません。

本校の携帯電話方針の全文は、事務局で入手できます。

---

### 学校での携帯電話の使用について

- 校内では携帯電話はマナーモードに設定してください。
- 児童生徒がいるところでの電話の使用はご遠慮ください。どうしても携帯電話を使用したい場合は、学校の許可を得てください。
- 公共のイベント（スクールフェアなど）、または自分の子供でない限り、児童生徒や職員の写真や録音を撮らないこと。
- 授業中や児童生徒と一緒にいるときは、携帯電話を使用しないこと。

学校敷地内での携帯電話の紛失、破損、盗難について、学校は一切の責任を負いません。

本校の携帯電話方針の全文は、事務局で入手できます。

---

### 学校での携帯電話の使用について

- 校内では携帯電話はマナーモードに設定してください。
- 児童生徒がいるところでの電話の使用はご遠慮ください。どうしても携帯電話を使用したい場合は、学校の許可を得てください。
- 公共のイベント（スクールフェアなど）、または自分の子供でない限り、児童生徒や職員の写真や録音を撮らないこと。
- 授業中や児童生徒と一緒にいるときは、携帯電話を使用しないこと。

学校敷地内での携帯電話の紛失、破損、盗難について、学校は一切の責任を負いません。

本校の携帯電話方針の全文は、事務局で入手できます。

### 学校での携帯電話の使用について

- 校内では携帯電話はマナーモードに設定してください。
- 児童生徒がいるところでの電話の使用はご遠慮ください。どうしても携帯電話を使用したい場合は、学校の許可を得てください。
- 公共のイベント（スクールフェアなど）、または自分の子供でない限り、児童生徒や職員の写真や録音を撮らないこと。
- 授業中や児童生徒と一緒にいるときは、携帯電話を使用しないこと。

学校敷地内での携帯電話の紛失、破損、盗難について、学校は一切の責任を負いません。

本校の携帯電話方針の全文は、事務局で入手できます。